

[事案 30-218] 転換契約無効請求

・平成 31 年 3 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

転換後に選任された成年後見人から、契約者に意思能力がなかったこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

契約者は、昭和 62 年 10 月に契約した終身保険を、平成 26 年 1 月に医療保障を主な内容とする利率変動型積立保険に転換したが、以下等の理由により、転換を取り消してほしい。

- (1) 転換時、契約者は約 80 歳で、認知症（近時記憶障害、判断力障害）の兆候が顕著であり、転換の説明は理解も判断もできなかった。
- (2) 転換前よりも転換後の保険の保障内容が勝っていることが転換の最低条件であり、払込満了後の終身保険を転換してはならず、転換前契約の積立金が転換後契約の入院特約の保険料に充当されてはならない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込日において、契約者が意思能力を欠いていたと認められるだけの材料はなく、契約者自身により申込書等に自署・押印がなされている。また、募集人によれば、設計書提案から申込みまでを通じて契約者に認知症の兆候は見られなかったとのことであり、契約者が転換申込日の時点で意思能力を欠いていたとは認められない。
- (2) 本転換は、約款の条件を満たしており、また、契約者の事情とニーズに沿った理にかなったものであり、何ら問題はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約者の意思能力の状況および契約時の状況を把握するため、申立人ならびに募集人および募集に同行した募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下等の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 転換の申込みを直接経験した募集人の事情聴取によれば、契約者が転換申込時に意思能力を欠いていたと判断することは困難である。
- (2) 転換の数年前の簡易脳ドックの検査報告書（認知機能スクリーニングについて「年齢相応の結果」、MR I では海馬について「やや萎縮が強い」と記載）や、近年の診断書（転換の数年前頃より「物忘れ、認知機能低下がある」、「日常生活にも支障を来していた」、直近の「MR I にて海馬および大脳の萎縮が見られる」、「（転換の数年前頃発症の）アルツハイマー型認知症と診断」と記載）や、契約者の生活状況に関する申立人の事情聴取からは、転換申込時の契約者の認知機能は相当程度低下していたと推測することもできる。
- (3) 転換の申込時に契約者が意思能力を有していたか否かを判断するためには、診断書等を作成した医師や契約者の生活状況を知る人物に対する厳格な証拠調手続による事情聴取、専門医の鑑定等が必要となるが、当審査会はこのような手続を持たないため、裁判所にお

ける訴訟手続によることが適当である。